

# みんなの広場

新冠小学校6年生です

ぼくとわたしの



◇ぼくは将来、プロサッカー選手になりたいです。理由は、サッカーが好きだからです。世界で有名になりたいです。

川戸 優揮



◇私の将来の夢は、ピアニストになる事です。理由は、色々な曲をひいて、たくさんの人に聞いてほしいからです。

関口 みゆき



◇僕の将来の夢は、有名なサッカー選手になる事です。海外から注目されるすごい選手になりたいです。

葛西 弘毅



◇ぼくの将来の夢は、漁師です。理由は、色々な魚を見てきたし、父は一生けん命仕事をしてたのでやりたいです。

前田 海斗



◇私の将来の夢は、まだ決まっていますが、これから自分のやりたい仕事を見つかけたいです。

村田 溪



◇ぼくの将来の夢は、マンガ家になる事です。その理由は、クラスのみんなから絵がうまいと言われたからです。

瀧本 康太



また、ウィリアムさんは、東京や京都等にも住んでいたことがあり、日本語も少し分かるそうです。街で見かけたら気軽に話しかけてあげてください。

タイス・ウィリアム・ステファンズです。平成20年に来日し、2年間の任期を終え帰国したジェームソン・パーカー・カービーさんに代わり、新しい英語指導助手としてタイス・ウィリアム・ステファンズが着任しました。ウィリアムさんは、アメリカ合衆国ミネソタ州出身の22才。身長180センチ、体重120kgと大きな身体ですが手先が器用で、将来の夢は、ゲームソフトを作るクリエイターになることだそうです。新冠町では、1年間の任期で新冠中学校の英語助手を行います。

はじめまして。  
タイス・ウィリアム・ステファンズです。

## 国民年金だより

老齢基礎年金の額を増やしたい方には「付加年金」という制度があります

国民年金の第1号被保険者の方(自営業などの方と学生の方に限られ、サラリーマンなどの方とその他の被扶養配偶者の方は除かれます)が、20歳から60歳になるまでの40年間、月額15,100円(平成23年度価格)の保険料を納めると、65歳から78歳、900円(平成23年度価格)の老齢基礎年金が支給されます。

この年金額をもう少し引き上げたいとお考えの方には、「付加年金」という制度が設けられています。

### 付加保険料と付加年金の額

付加年金を受けするためには、冒頭の通常の保険料とともに、月額4000円の付加保険料を納めることになっていきます。

付加年金の額は、「2000円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。例えば、付加保険料を5年間(60カ月)納めたときの総付加保険料額の24,000円(4000円×60カ月)に対し、65歳から老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金の額は年額12,000円(2000円×60カ月)となります。つまり、2年間

で元金がかえってくるわけです。

公的年金を損得勘定で考えるのには一部のご批判もありますが、あえて言えば、この厳しい「超低金利時代」にあつては、朗報と言える制度ではないでしょうか。

付加保険料を納められる方は、次のとおりとなっています。

### 付加保険料を納められる方は

①自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方に限られます。②60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。③半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。④国民年金基金の加入員になった方は付加保険料を納められません。

なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

## 環境衛生だより

### 廃棄物の投棄

廃棄物の投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。新冠町における廃棄物の不法投棄等の

違法行為は、依然として後を絶たない状況にあります。

通常、不法投棄などの違法行為の発覚は、町民からの通報によるものが大半を占めている状況です。今後も拡大防止のため町民の方からの幅広い情報の提供をお願いいたします。

### 廃棄物の焼却の禁止

廃棄物を処理基準の満たした焼却施設を用いて焼却する以外のいわゆる「野焼き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

「野焼き」は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生原因となりますので絶対にやめましょう。但し、例外として農家の火入れ(枯草焼き、麦わら焼き)等の野焼きは認められています。(火入れを行う場合は、役場産業課水産林務・商工観光・労政グループへ事前の届出が必要です。)

### 犬・猫の放し飼いはやめましょう

最近、飼い犬が鎖や柵等から放れるなどの通報が寄せられます。飼い主が、うちの犬は人に噛みついてはしらないと思っただけでも、犬の苦手な人は放れているだけで怖いものです。先日も畜犬による咬傷事故がありましたので、犬を飼育している方は今一度係留している鎖や柵等を確認してください。

また、夜中や朝方に犬が騒ぎ出しうる

さくて眠れないなどの苦情も寄せられています。夏場は特に窓を開けて寝るなどで余計大きく聞こえます。動物を正しく飼うことや人に迷惑をかけないよう飼主の責任でお願い致します。

### 《周辺環境の保全》

市街地において犬のふんの放置が頻発しております。

散歩等で歩道や他人の敷地内ですてしまった場合の処理は飼主の義務ですので、必ず後始末をお願いします。

### 《飼主が守らなければならないルール》

- ①ペットの放し飼いはしないこと。
- ②公園、道路などの公共の場所や人の土地などを汚物で汚したりしないこと。
- ③適正な繁殖制限をすること。

### 《犬、猫の引取り》

犬や猫を飼えなくなった時は、きちんと飼える人に譲るよう努め、それが出来ない場合は、静内保健所に引取りを相談してください。なお、新ひだか町にW・A・R・P(ワープ)というボランティア団体もあり、そちらも里親等を募集していますので気になる方は代表の水島さん(090・8279・9736)へ連絡してみてください。

### ●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ  
☎47・2112